

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件

滋賀国民年金 事案 998

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から同年9月まで
② 昭和42年5月から43年3月まで

昭和38年頃に国民年金の加入手続を行い、それ以前は国民年金保険料を納付していないが、加入手続を行った時期以降はきちんと役所の窓口で納付しているはずである。ところが、申立期間について未納とされており、納得できないので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、合わせて17か月と比較的短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、申立期間以降の国民年金保険料を全て納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①について、戸籍の附票から、申立人の住所地は、実家であるA市にあり、途中、移転した形跡も無く、同じ住所地の申立人の父親の同期間の国民年金の保険料も納付されている。

さらに、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿では、申立期間①が「納付」とされており、申立人の記録に齟齬があり、行政側の記録管理に不備があったことがうかがわれる。

一方、申立期間②について、住所移転をした時期であり、申立人に係る転入先のB市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳とも、未納の記録となっており、オンライン記録とも一致している。

また、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成元年11月1日から3年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を、元年11月は47万円、同年12月から3年9月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月1日から5年6月1日まで

ねんきん定期便で記録内容を確認したところ、申立期間について標準報酬月額が53万円（平成元年11月は47万円）から8万6,000円へ減額されているが、給与額が下がったことは記憶に無い。会社が標準報酬月額を実際の給与額よりも低い額で届け出たものと思われるが、私の給与からは、実際の給与額に見合う保険料が控除されていたはずなので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立期間のうち、平成元年11月から3年9月までの期間の標準報酬月額については、当初、元年11月は47万円、同年12月から3年9月までは53万円と記録されていたところ、3年2月28日付けで、2年10月1日に遡って8万6,000円に引き下げられ、さらに、3年3月4日付けで、元年11月1日に遡って同年11月から2年9月までの期間が8万6,000円に引き下げられ、以後、A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成5年6月1日）まで継続していることが確認できる。

また、A社に勤務していた申立人を除く17人のうち2人についても、オンライン記録によると、申立人と同様に、遡って減額訂正処理されていることが確認できる。

さらに、A社において厚生年金保険料等の滞納があった事実について、B年金事務所は、滞納処分票等の作成・保有の有無について不明と回答しているものの、同社に係る不動産登記簿謄本を見ると、平成2年にCによる差押登記が

確認できる上、複数の同僚は、当時、会社の経営状態が苦しかったことを証言している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成3年2月28日付け及び同年3月4日付けで行われた遡及訂正処理は、事実即したものと考へ難く、申立人について、元年11月1日に遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由は無く、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立期間のうち、元年11月から3年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、元年11月は47万円、同年12月から3年9月までは53万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成3年10月から5年5月までの期間については、当該遡及訂正を行った日以降の最初の定時決定（平成3年10月1日）で標準報酬月額8万6,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

このほか、当該期間については、申立人が主張する標準報酬月額であったことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成3年10月から5年5月までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は昭和24年6月1日、資格喪失日は25年4月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月1日から25年4月1日まで

B社を昭和24年5月末に退職し、すぐにA事業所に正職員として採用された。最初の勤務先はC付近、その後、勤務先はD付近に変わったが、途中切れることなく26年2月末まで勤務したのに、一部の期間だけ記録があつて申立期間の記録が無いのはおかしい。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名、かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の被保険者記録（資格取得日は昭和24年6月1日、資格喪失日は記載無し）が確認できるところ、オンライン記録では申立人と同姓同名、かつ同じ生年月日の厚生年金被保険者を確認することができないことから、未統合の被保険者記録は申立人の記録であると判断することができる。

また、申立人は、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和25年4月1日にA事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得し、26年3月1日に同資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立期間当時のA事業所における勤務状況等に係る供述が具体的であること、及びE県から提出されたE県下の事業所に係る「昭25年退職者名簿綴」（抜粋）によると、申立人に係る「期間・採用退職」欄には、「24. 6. 1～26. 2. 28」とあり、申立人の当該事業所における勤務期間に係る記載が確

認できることから、申立期間において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

加えて、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に資格取得日が昭和 24 年 6 月 1 日で、資格喪失日が記載されていない被保険者が 143 人（申立人含む。）おり、このうち 10 人については、オンライン記録において、資格喪失日は 25 年 4 月 1 日となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の記録であると認められることから、申立人の A 事業所における資格取得日は昭和 24 年 6 月 1 日、資格喪失日は 25 年 4 月 1 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成15年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②のうち、平成16年1月1日から19年9月1日までの標準報酬月額の記録については、16年1月は19万円、同年2月は17万円、同年3月は19万円、同年4月は18万円、同年5月は17万円、同年6月から17年4月までは19万円、同年5月は18万円、同年6月は19万円、同年7月は17万円、同年8月は16万円、同年9月及び同年10月は17万円、同年11月から18年5月までは18万円、同年6月は17万円、同年7月から19年8月までは18万円に訂正することが必要である。

さらに、申立期間②のうち、平成19年9月1日から20年9月1日までにおける標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、20万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の10万4,000円とされているが、申立人は、当該期間について標準報酬月額17万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月1日から16年1月1日まで

② 平成16年1月1日から20年9月1日まで

私は、A社において、平成15年12月分給与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が、オンライン記録では16年1月1日となっている。

また、平成16年1月から20年8月までの標準報酬月額について、オンライン記録と実際の給与月額とが相違しており、給与月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係るオンライン記録では、当該事業所は平成16年1月1日から厚生年金保険の適用事業所となっており、それ以前は適用事業所としての記録が無い。

しかしながら、申立人が所持する平成15年12月の給与支給明細書により、申立人は、同年12月1日からA社に勤務し、同年12月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人を含む9人が平成16年1月1日に被保険者資格を取得しており、新規適用以前において、既に5人以上の従業員が常時勤務していたものと考えられることから、A社は、当該期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成15年12月1日に訂正することが必要である。

また、平成15年12月の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支給明細書で確認できる保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているところ、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、平成16年1月から17年4月までは15万円、同年5月から20年8月までは10万4,000円とされ、19年9月から20年8月までについては、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の22年10月に、事業主の訂正届に基づき、10万4,000円から20万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(20万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかしながら、申立人が所持する給与支給明細書から、平成16年1月から20年8月までの報酬月額及び厚生年金保険料の控除額のそれぞれに基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額(15万円及び10万4,000円)

より高額であることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支給明細書に記載された報酬月額及び保険料控除額から、平成16年1月は19万円、同年2月は17万円、同年3月は19万円、同年4月は18万円、同年5月は17万円、同年6月から17年4月までは19万円、同年5月は18万円、同年6月は19万円、同年7月は17万円、同年8月は16万円、同年9月及び同年10月は17万円、同年11月から18年5月までは18万円、同年6月は17万円、同年7月から19年8月までは18万円、同年9月から20年8月までは17万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給与より低い報酬月額を届け出たとしていることから、社会保険事務所は、給与支給明細書で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀国民年金 事案 999

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から4年9月までの期間及び6年3月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月から4年9月まで
② 平成6年3月から同年7月まで

申立期間①及び②について、平成4年4月から6年7月までの間に国民健康保険の加入手続にA市役所に行ったところ、国民年金への加入も勧められ、国民年金の加入手続も行い、過年度保険料を含む申立期間①及び②の保険料を併せて納付していた。ところが、当該期間が未納とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後に同手帳記号番号が払い出された被保険者の記録から、平成8年10月から同年12月までの間に払い出されたと推認できることから、申立人の同手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①及び②は、時効により保険料を納付できない期間であり、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、A市は、申立人の国民健康保険被保険者の資格取得日は平成8年10月21日であると回答している。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付状況を見ると、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で時効に掛かっていない申立期間②の後の期間である平成7年9月の分（過年度分）を8年12月25日に、同年10月から同年12月までの分（現年度分）を同年12月27日に、9年1月の分（現年度分）を同年1月29日に、7年10月の分（過年度分）を9年10月24日に、7年11月及び同年12月の分（過年度分）を9年12月24日に、8年1月の分（過年度分）を10年2月25日に、8年2月の分（過年度分）を10年3月24日に、8

年3月の分(過年度分)を10年4月24日に納付していることが確認できることから、申立人の「当月分と過年度分の保険料を毎回同時に納付し、就職後は追納分だけ納付した月もあった。」とする記憶は、これらの納付についての記憶と考えるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間①及び②に申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関係資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年4月までの期間、同年8月から41年3月までの期間、同年4月から60年4月までの期間及び62年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年4月まで
② 昭和37年8月から41年3月まで
③ 昭和41年4月から60年4月まで
④ 昭和62年3月

私は、国民年金保険料を、60歳になる前に全部一括して支払っているにもかかわらず、納付記録が無いことに納得できない。調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立期間①、申立期間②、申立期間③のうち昭和60年4月及び申立期間④については未納期間、申立期間③のうち、56年4月から57年3月までの期間は未加入期間、申立期間③のうち、41年4月から56年3月までの期間及び57年4月から60年3月までの期間については申請免除期間と記録されているところ、申立人は、「60歳になる前に、A社会保険事務所（当時）に赴き、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を、全部一括して納付した。その窓口で対応した職員が、『はい、分かりました。』と言ってその未納分の保険料を全て受け取ってくれた。その時期は妻と結婚する63年1月頃だったと思うので記録を訂正してほしい。」と主張している。

しかしながら、その主張する納付時期を前提とした場合、申立期間①、申立期間②及び申立期間③のうち昭和41年4月から52年3月までの期間の保険料は、時効により国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付したこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、オンライン記録において、平成4年11月20日に、申立期間③のうち、申請免除期間であり、かつ時効が到来していない昭和58年12月から60年3月までの期間について、国民年金保険料の追納申出を行っていたことが確認できることから、この時点で、申立期間①、申立期間②、申立期間③のうち60年4月及び申立期間④については未納期間、申立期間③のうち、56年4月から57年3月までの期間については未加入期間、申立期間③のうち、41年4月から56年3月までの期間及び57年4月から60年3月までの期間については申請免除期間であったことを申立人自身が認識していたと推認できることなど、その申立内容と符合しない点が見受けられ、申立人の主張は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 1001

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月から同年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年2月から同年9月まで
申立期間の国民年金保険料については還付されていると回答を受けたが、還付金を受け取った記憶も無いので調べて還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の領収証書を所持しており、保険料が還付された記憶は無いと主張している。

しかしながら、申立人が昭和57年2月1日から厚生年金保険被保険者となったことが判明したことから、資格喪失を還付事由として重複した申立期間の保険料4万3,520円(付加保険料を含む。)が58年1月14日に還付決定され、同年1月24日に支払われたことが、申立人に係る還付整理簿及び国民年金被保険者台帳により確認でき、厚生年金保険被保険者記録との重複期間として還付手続が行われたことについて不自然さはみられない。

また、申立人の夫は、「当時勤務していた会社で、妻の国民年金保険料を給料天引きにより納付していた。しかし、返してもらった記憶は無い。」と主張しているが、A市の担当者は、「当時、事業所単位での納付組織が存在しており、申立人の夫が当時勤務していたB社も納付組織の一つであった。そのため、この組織を通して納付された国民年金保険料は、還付についても、組織を通して行われたと思われる。」と回答している上、還付整理簿に記載されている申立人の住所地は、当時、夫が勤務していたB社の住所地となっていることから、還付に係る事務処理に不自然な点はうかがえない。

このほか、還付整理簿及び国民年金被保険者台帳の記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する国民年金保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 8 年 4 月 1 日から 11 年 2 月 1 日まで
② 平成 11 年 6 月 29 日から 12 年 3 月 1 日まで
③ 平成 13 年 8 月 1 日から 14 年 11 月 1 日まで

平成 8 年 4 月に A 社に入社し、途中で辞めることなく、B、C、D などの支店で勤務し、15 年 6 月に同社を退社した。在職中の厚生年金保険の被保険者期間が途切れ途切れとなっているが、資格の取得と喪失を繰り返した記憶も無く納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の上司及び同僚の証言から、申立人が申立期間①、②及び③について、A 社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社の破産手続を担当した E 事業所は、「A 社から引き継いだ資料の中には、申立人について『F』と記載されている退職者名簿以外に、在籍期間の資料、賃金台帳、源泉徴収簿等の人事記録は無い。」と回答している。

また、申立人は、「入社後、会社を退社するまでの間、厚生年金保険の被保険者記録が途切れた記憶は無く、健康保険についても、在職中に健康保険被保険者証を返却した記憶も無い。」と主張しているところ、複数の同僚は、「G 職の契約は請負的であり、一定の職位に達するまでは厚生年金保険に加入させない等、会社の一方的な都合により、資格取得及び喪失手続がなされていた。」、「平成 11 年 6 月 29 日に厚生年金保険の被保険者記録が途切れた理由は、厚生年金保険への加入を選択制とするので、一旦全員の被保険者資格を喪失させる旨の社内通達があったためである。」等と証言している上、申立人の雇用保険の記録は、厚生年金保険の記録と一致していることが確認できることから、A

社においては、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、また加入させたとしても、全ての在籍期間を通じて厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間③のうち、平成13年8月1日から14年9月11日までの期間については、H市において国民健康保険の被保険者記録が確認できることから、申立人の、「A社を退社するまで、同社に係る健康保険の被保険者であった。」とする主張は不自然である。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年頃から 35 年頃まで
② 昭和 36 年 7 月 21 日から同年 11 月 9 日まで

申立期間①は、A事業所で、申立期間②は、B事業所で勤めていたと夫から聞いていたのに、記録が無いのはおかしいと思い申し立てた。夫が亡くなっているため詳しいことは分からないが、調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の妻は、「夫は、A事業所において、昭和 31 年頃から 35 年頃まで引き続き勤務していたはずである。」と主張している。

しかし、申立人が勤務していたとするA事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同事業所を引き継いだC社は、「A事業所は、当社が引き継いだ但、当時のD関係の資料は残っていない。」と回答している。

また、申立期間当時、A事業所に申立人と同じE職の者が所属していたFに在籍していた元従業員の一人名は、「Fは全員で 10 数名の小所帯であったため、全員の顔と名前を記憶しているが、申立人に面識は無い。」と証言している上、ほかの複数の元従業員に聴取したものの、申立人の申立期間における勤務実態、退職日等についての具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、A事業所の複数の元従業員が、「当時は非常に多くの下請会社が存在し、一緒に仕事をしていた。」と証言しており、当時の経理担当者が、「下請会社の中にG社という会社があった。」と証言しているところ、申立人は、G社H支店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 35 年 5 月 1 日から同事業所において被保険者資格を取得していることが、オンライン記録から確認で

きる。

加えて、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②について、申立人の妻は、「夫は、B事業所で勤務していたはずである。」と申し立てている。

しかし、B事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や証言を得られなかった。

また、申立人と同時期に勤務していた元従業員5人に照会したところ、1人から回答を得たが、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用について、確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月 1 日から平成 2 年 1 月 31 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低いため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社では、Bの仕事をしており、40万円ぐらいの給与をもらっていた。妻を扶養していたのに、記録のような少ない金額では生活できないはずである。」と主張している。

しかしながら、A社は、「申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有しておらず、当時の担当者も既に退職しており、詳細は分からない。」と回答している。

また、申立人と同じCであった複数の同僚は、「給与は完全歩合制であり、DやEによって金額が決まっており、そこからFとGを控除された金額をもらうため、引き受ける仕事内容によって給与額に差があった。自分の年金記録には誤りは無いと思う。」と証言している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致している上、遡って標準報酬月額の取消、訂正等が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月30日から33年10月1日まで
平成21年4月の「ねんきん特別便」の申立調査で、昭和23年9月から28年11月までの厚生年金保険の記録は判明したが、28年12月から33年9月までの期間が空白となっている。退職時の感謝状、退職証明書等に記載があるように、私は、A社に昭和30年9月30日に入社したにもかかわらず、同日から33年10月1日までの厚生年金保険の記録が無く納得がいかない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された社報、退職証明書等から、申立人は、昭和30年9月30日から平成6年3月31日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、「人事記録から、申立人の申立期間は、『B』期間であり、いわゆる業務委託契約期間であるため雇用契約期間ではなく、厚生年金保険の加入対象外の期間であった。また、退職証明書に在職期間が昭和30年9月30日からと記載されているのは、当社の退職金の算定は、基本的に正社員として入社した日を起算日としているが、正社員としての入社日までに正社員と異なる勤務形態の期間がある場合は、勤務形態ごとに定める率で換算した日数を正社員としての入社日から遡り、当該日を『C』として設定することにより、申立人のように『B』（業務委託契約）であった期間についても、当社に貢献してくれたということで退職金の算定期間に算入している。」と回答している。

また、二人の同僚から、「『B』期間は、厚生年金保険には加入できなかった。」との供述もあり、A社からの回答と一致する。

さらに、雇用保険の加入記録によると、A社に係る申立人の資格取得日が昭和33年10月1日となっており、厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致している。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。